

工事書類の簡素化試行要領(案)

第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対して提出を求めている工事書類について提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 実施内容

富山県土木部が発注する工事（住宅建設・営繕工事を除く）で、別添「工事書類の簡素化一覧表(案)」(以下、簡素化一覧表(案)という)に基づき実施するものとする。

なお実施にあたっては、工事書類スリム化ガイド（令和7年4月版富山県土木部）を活用の上、受発注者で協力し、書類作成の負担軽減に努めるものとする。

第3 適用工事

令和7年4月1日以降に作成する設計書（住宅建設・営繕工事を除く）から適用する。

第4 特記仕様書への記載

特記仕様書に以下 内の文書を記載するものとする。

(記載例)

第〇〇条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)（令和7年4月 富山県土木部）に基づき実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第5 その他

- 1 本試行により書類等の取り扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、建設技術企画課技術指導係に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メールの受信状況は、逐次確認するものとする。
- 3 電子データ（セキュアファイル交換サービスを含む電子メール、情報共有システム等）で提出する工事書類のデータ形式は、原則、PDF形式とするが、添付ファイル等（数量計算書や図面等）については必要に応じ、その他形式でも提出できるものとする。ただし、添付ファイルの内容は監督員自ら修正は行わないこととする。

工事書類の簡素化一覧表（案）

- ① 電子データ（セキュアファイル交換サービスを含む電子メール等）による提出を基本とする書類（紙による提出も可）

工事段階確認申出書、工事中間検査申出書
工事打合簿
施工計画書、変更施工計画書
退職金制度届出書
工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書
その他、監督員宛の書類

- ・ 上記以外の工事書類の提出においても、別添「富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」のとおり、電子データ（セキュアファイル交換サービスを含む電子メール等）を活用できる。
- ・ 添付書類は極力最小限とすること。

- ② 情報共有システム（ASP）を利用する場合

工事段階確認申出書 工事中間検査申出書	データでの提出を必須とする。
工事打合簿	データでの提出を必須とする。 試行様式（別添）を使用する。
施工計画書、変更施工計画書	データでの提出を必須とする。
工程管理資料 品質管理資料	データで提出することができる。

- ③ 改めて提出を要しない書類

段階確認 出来形管理図 段階確認 品質管理資料 中間検査 出来形管理図 中間検査 品質管理資料	段階確認、中間検査時に提出した出来形管理図、品質管理資料は、改めて提出を要しない。※1 ただし、完成時までに出て形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
--	---

※1：段階確認、中間検査済み出来形管理図、品質管理資料については、完成時の管理図目次等に「段階確認参照」、「中間検査参照」と記載。

- ④ その他

発注者及び受注者は別添「富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」を参考として、工事書類の簡素化に努めること。
--

【令和7年4月1日適用】

別添

[illegible]

課長	係長	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技 術 者